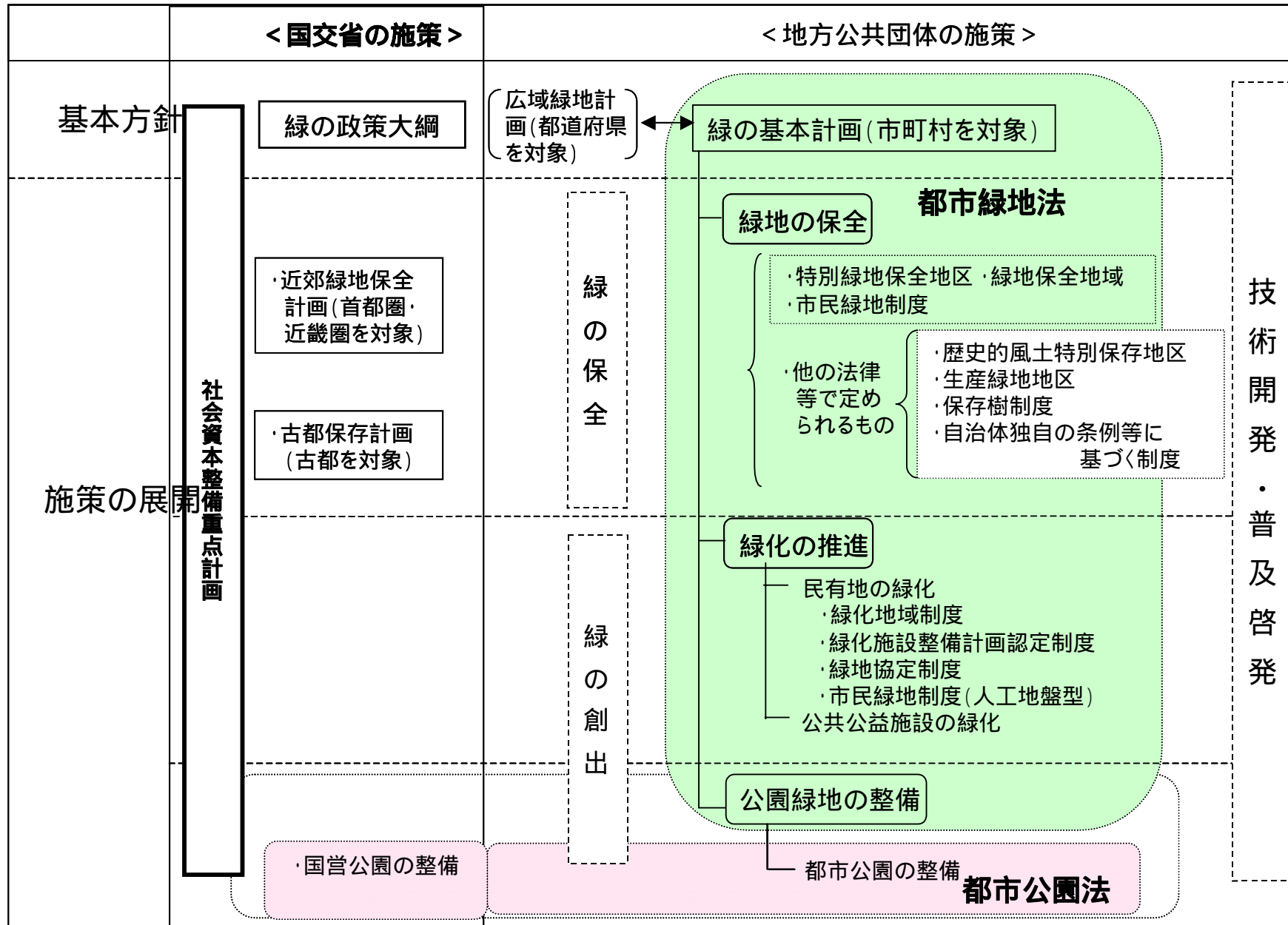


公園・緑地における取組

平成19年5月29日

都市・地域整備局公園緑地課

都市の緑についての施策の体系



社会資本整備重点計画に基づく公園等の整備の推進

平成15年10月に策定された社会資本整備重点計画は、それまで事業分野別であった9つの計画を一本化し、計画内容を事業費から国民から見た「達成される成果」(アウトカム指標)へ転換

9つの事業分野別計画



< 社会資本整備重点計画 >

平成15年度以降の5箇年間を計画期間

対象とする社会資本整備事業

道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸

基本理念

- ・地方分権の徹底、地域特性・民間活力活用等への配慮 等

計画事項

重点目標とその達成のため実施すべき事業の概要

アウトカム(成果)目標に重点(総事業費は内容としない)

事業を効果的かつ効率的に実施するための措置

社会資本整備の改革の取組み方針を明示

- ・地域住民等の理解と協力の確保
- ・事業間連携の確保
- ・コスト縮減
- ・既存ストックの有効活用
- ・入札・契約の適正化 等

その他事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項

社会資本整備重点計画に基づく公園等の整備の推進

第2章		
本表		
重点目標	指標	事業の概要
1 暮らし (1) 少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等		歩いて行ける身近な場所において、高齢者をはじめとする地域住民の健康運動の場及び子どもの遊び場となる公園等を計画的に整備。
(2) 水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等	都市域における水と緑の公的空間確保量 【H12m ² /人(H14) 13m ² /人(H19)】	都市等において、住民等が水と緑豊かな潤いのある生活を送ることができるよう、公園緑地を整備。道路、港湾等での緑化等を推進。緑地保全制度的な運用により緑地の保全、民有地の緑化を支援。河川等において、住民が水に親しむことができる空間を確保。
2 安全 (2) 大規模な地震、火災に強い国土づくり等	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合 【9%(H14) 25%(H19)】	災害発生時に住民が安全に避難できるよう、大地震の発生が切迫している都市等における避難者の生命を保護する広域避難地などの避難地の整備や、避難路の整備を推進。被災者に対する支援活動を支えるため、防災拠点となる公園や耐震強化岸壁を備えた港湾及びこれらの施設を連絡する地震や豪雨、豪雪に強い緊急輸送道路ネットワーク等を整備。
3 環境 (1) 地球温暖化の防止	地球温暖化対策推進大綱で定められたCO2排出量の削減目標	二酸化炭素の排出抑制と同時に、都市公園の整備、緑地の保全や、道路、港湾、空港、河川、山麓斜面等の公共空間における緑化、建築物の屋上、壁面等の新たな緑化空間の創出等を積極的に推進するなど二酸化炭素吸収源対策を実施。
(2) 都市の大気汚染及び騒音等に係る生活環境の改善		市街地等における緑とオープンスペースの確保、都市の水面積の拡大、雨水の貯留・浸透、公園・緑地、河川、道路、下水道等の連携による水と緑のネットワークの形成等ヒートアイランド対策を実施。
(4) 良好な自然環境の保全・再生・創出		人工的な構造物によって覆われた水辺のうち回復可能な約1,700kmの中で約300kmを自然な水辺として再生。失われた湿地や干潟のうち回復可能な約7,000haについて約2,100haを再生。都市や港湾において、生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地を概ね2,400ha確保。緑の再生等が必要な箇所において緑化を推進。魚類の生息環境改善のための魚道の整備等を推進。
4 活力 (4) 地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化		観光交流等の手がかりとした地域の活力向上を目指し、中心市街地の整備による魅力ある都市の整備のほか、歴史的・文化的資源を活用しつつ、豊かな自然環境・景観や活火山地域などの立地特性に応じた観光振興・交流拠点の整備を推進。

社会資本整備重点計画に基づく公園等の整備の推進

生物の多様性の確保に資する指標

都市域における水と緑の公的空間量

都市域における(港湾の区域を含む)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除した指標。

H14(初期値)	H17	H19(現行目標)
12m ² /人	12.7m ² /人 約7%増	13m ² /人 H14比約1割増

生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地

都市域において、樹林地・草地・水辺地等により構成される良好な自然環境を、
都市公園の整備により保全・創出
緑地保全地区等の指定により保全
港湾緑地により創出

することにより、新たに制度的に担保する面積。

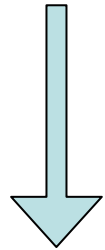


H14(初期値)	H17	H19(現行目標)
0ha	約1,400ha	約2,400ha

都市の緑についての基本方針

みどりの政策大綱

緑の政策大綱（平成6年7月建設省決定）



- ・緑の保全、創出、活用に向けた施策の総合的展開
- ・21世紀の初頭までに道路、公園等の公的空間において緑のストックを3倍へ
- ・市街地における持続性のある緑地の割合を3割以上確保
- ・公共公益施設等の高木本数を3倍へ

みどりの政策大綱（平成19年度策定予定）

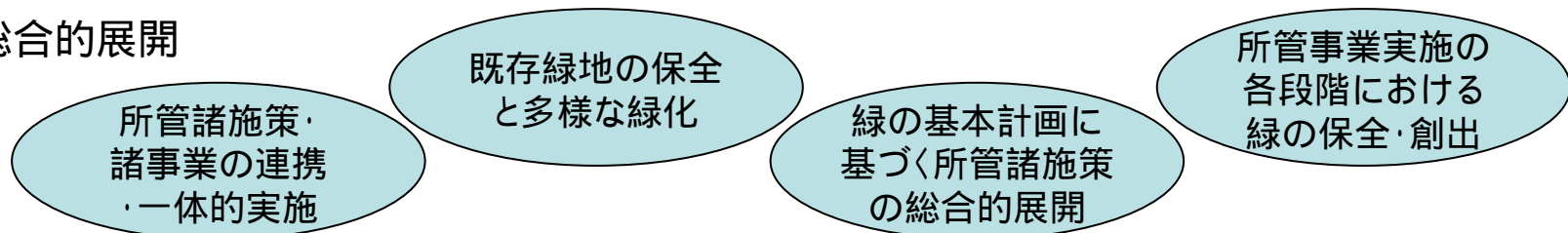
政策の6つの基本方向

- ・水と緑の美しい国土の形成
- ・花と緑いっぱいの心豊かな生活の実現
- ・歴史と文化に根ざした香り高い地域・まちづくり
- ・多様な生物たちとの共生
- ・地球温暖化問題への対応
- ・参加と連携による誇りと愛着のある緑豊かな地域・まちづくり

目標像

- ・誰もが満足できるうるおいのある生活空間を実現する質と量を備えた緑のストックの形成
- ・ゆとりと豊かさに満ちた暮らしを実感できる美しい国土・地域・まち

施策の総合的展開



都市の緑についての事業の体系

多様な事業手法・制度により都市における緑の総合的な保全・整備を推進

緑の基本計画（市町村が策定）

都市公園等の整備

・市街地等において新たな緑の拠点を創造

都市公園事業

緑地環境整備総合
支援事業

古都及び緑地保全事業

等



緑地の保全

・都市に残る貴重な自然環境を保全

特別緑地保全地区制度

緑地保全地域制度

市民緑地制度

歴史的風土特別保存地区制度

生産緑地地区制度

保存樹・保存樹林制度

等



緑化の推進

・公共公益施設等の緑化、民有地の緑化推進

緑地協定制度

緑化施設整備計画認定制度

緑化地域制度

地区計画緑化率条例制度

市民緑地制度(人工地盤型)

等



緑の基本計画制度

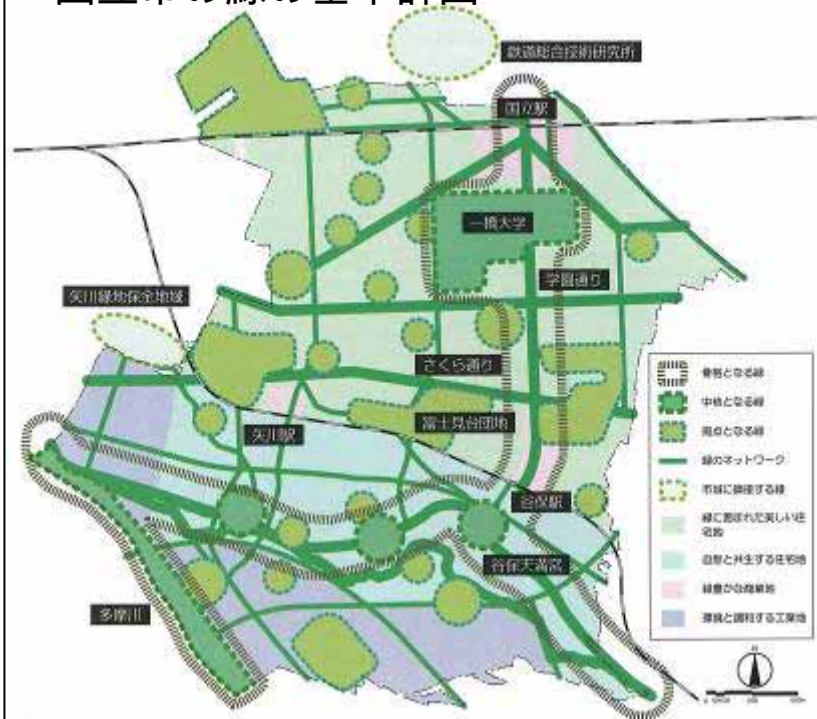
- ・都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進の総合的計画として市区町村が策定。
- ・公聴会の開催などにより、住民の意見の反映が義務付け。

全国612市区町村で策定(策定中を含めると全国684市区町村:H17年度末現在)

緑の基本計画に定める事項

1. 緑地の保全及び緑化の**目標**
2. 緑地保全及び緑化の推進のための**施策**
3. 次のうち必要なもの
 - イ. **都市公園**の整備方針、その他保全すべき緑地の確保及び緑化推進の方針
 - ロ. **特別緑地保全地区**内の緑地の保全に関する事項
- 八. **緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域で、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区**に関する事項
 - 二. **緑化地域**における緑化の推進に関する事項
- ホ. **緑化地域以外の区域であって、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区**

国立市の緑の基本計画



市民や専門家による生態系調査を実施し、「生態系に関する緑地の配置計画」として、自然度の高さや形状、分布、今後の公園整備や緑化推進の可能性に基づき、緑地の配置方針の設定

都市公園等の整備

都市計画決定、用地取得等により公的に緑地を保全・創出

国庫補助

- ・国は、**用地取得(1/3)**及び**施設整備(1/2)**に国庫補助
税制措置(借地公園に用地を提供した場合)
- ・固定資産税が**非課税**(無償貸し付けの場合)
- ・相続税が**4割評価減**(契約期間20年以上などの条件を満たす場合)



雑木林や湿地、湧水などの
保全・復元が行われている
北本自然観察公園
(埼玉県北本市・川島町)

市民参加による里山づくりが行
われている舞岡公園(横浜市)

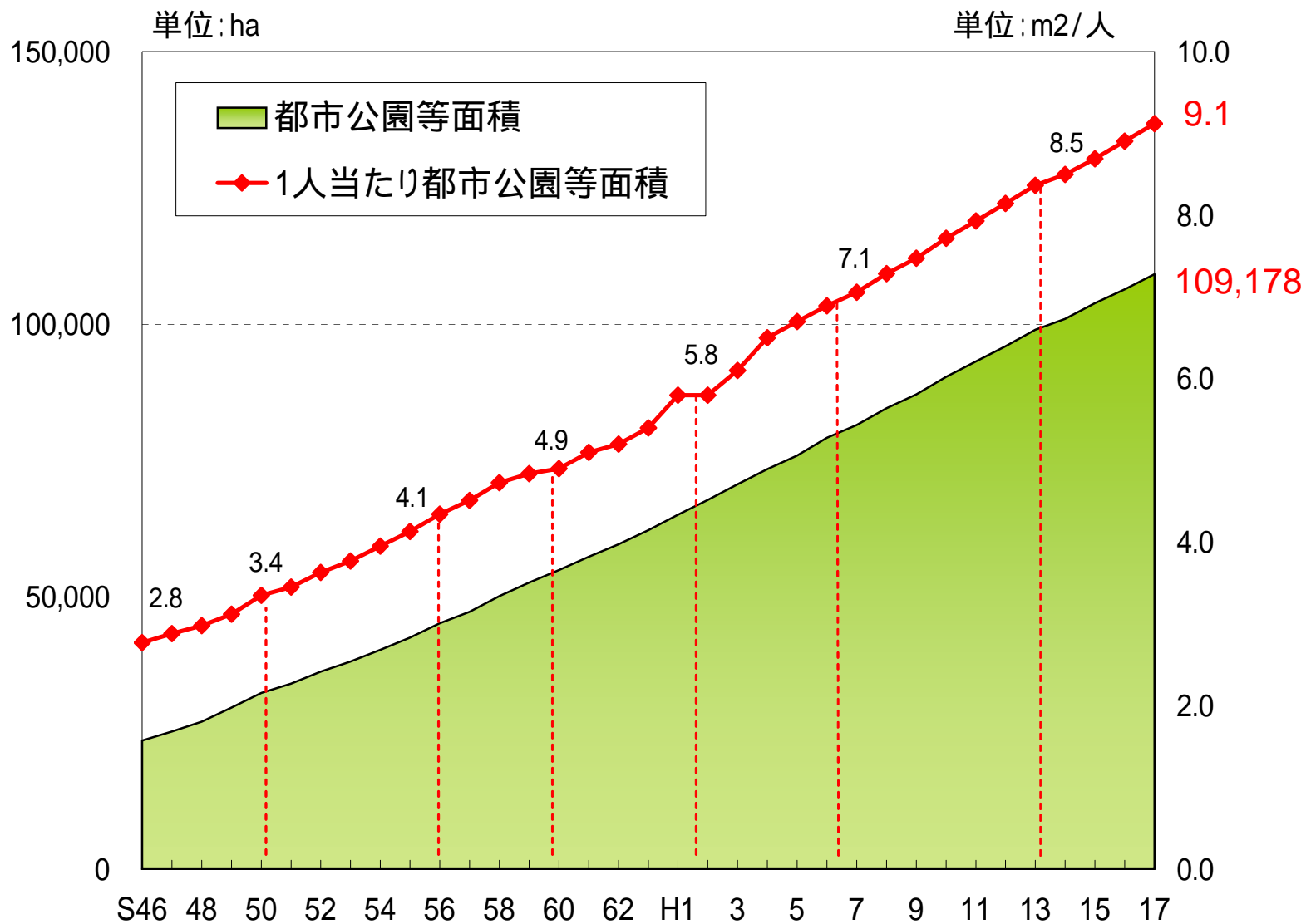


「びわこ地球市民の森」づくり
琵琶湖湖南地域の北部に位置する野
洲側新放水路完成により廃川敷地と
なった土地の一部を、都市公園事業に
より豊かな森として再生する取り組み。



渡り鳥の中継地となる湿地が
再生された谷津干潟
(千葉県習志野市)

都市公園の整備状況



都市の緑についての事業

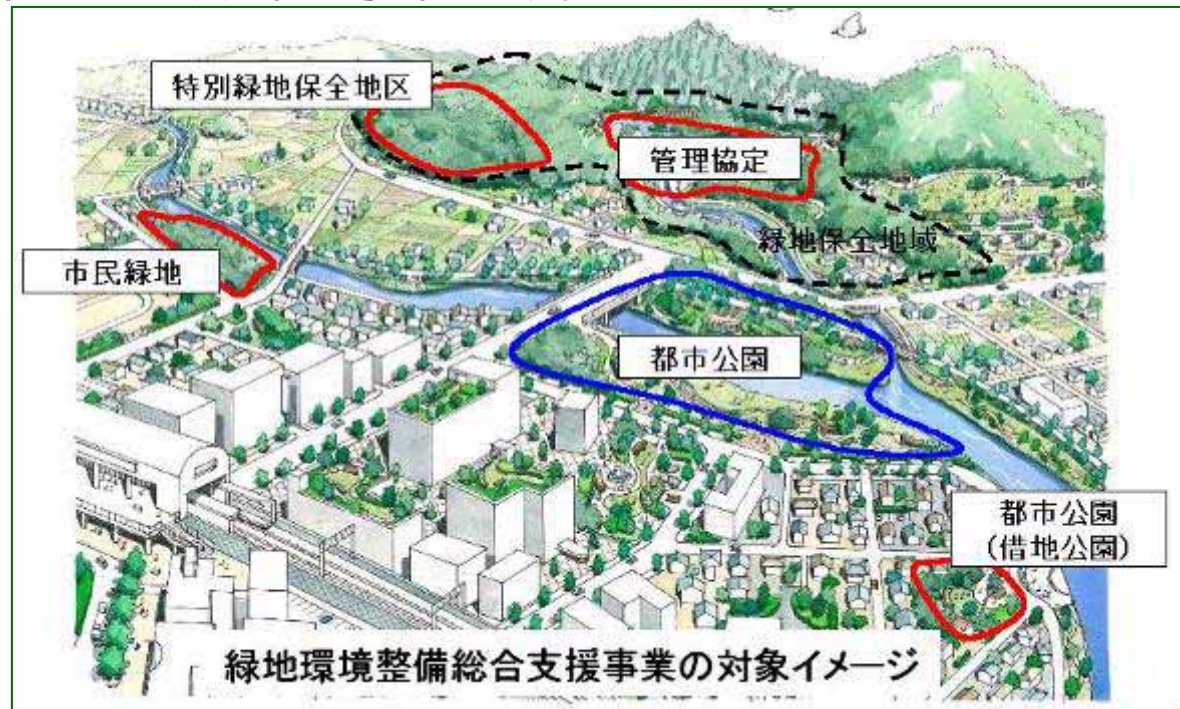
緑地環境整備総合支援事業（平成16年度創設）

都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開などの多様な手法の活用による、効率的・効果的な緑とオープンスペースの確保に対し、総合的な支援を行うことで、都市域における水と緑のネットワークの形成を推進。

支援対象

「緑の基本計画」又は「景観計画」に基づく以下の事業が対象

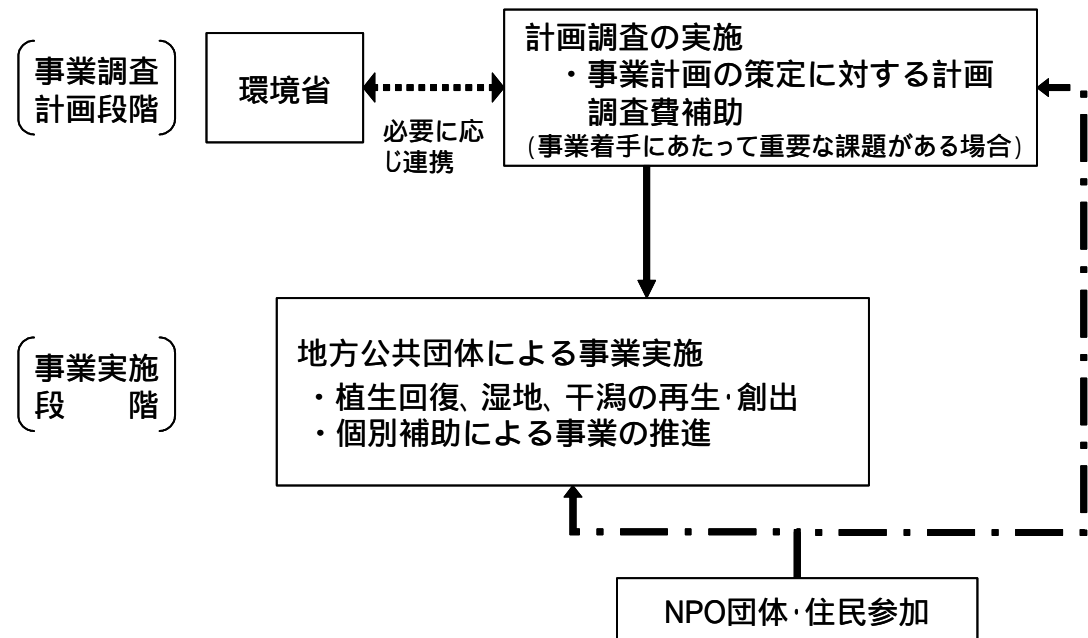
- ・都市公園の整備
- ・古都保存事業、緑地保全事業等による土地の買入れ、施設整備
- ・市民緑地契約、管理協定に基づく施設整備
- ・借地公園の整備



都市の緑についての事業

自然再生緑地整備事業（平成14年度創設）

埋立造成地や工場等からの大規模な土地利用転換地など自然的な環境を積極的に創出すべき地域において、樹林地や湿地、干潟の再生・創出など、生物多様性の確保に資する良好な緑地の整備を推進。



北本自然観察公園と荒川(埼玉県北本市・川島町)

特別緑地保全地区制度

概要

- ・ 都市において自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、開発行為を許可制により規制し、**現状凍結的に保全**
- ・ 開発行為が不許可の場合に土地の利用に著しく支障をきたす土地所有者の申し出により、**行政等が買入れ**
- ・ 国は、土地の買入れ（1 / 3）及び保全利用施設の整備（1 / 2）に国庫補助
- ・ 固定資産税が最高1 / 2の評価減（管理協定を締結すれば非課税）
- ・ 相続税が山林・原野については8割評価減（管理協定と併用すればさらに2割評価減）

指定要件

- 1 遮断地帯、緩衝地帯としての緑地
- 2 伝統的、文化的意義を有するもの
- 3 - イ 風致景観が優れているもの
- 3 - ロ **動植物の生息地等としての緑地**

指定状況

- ・ 特別緑地保全地区： 340地区、2,000ha
- ・ 近郊緑地特別保全地区： 26地区、3,456ha

(特別緑地保全地区 + 近郊緑地特別保全地区 4,762ha(H12末) 5,456ha(H17末))

吉田山緑地保全地区(京都市)



円海山近郊緑地特別保全地区(横浜市)

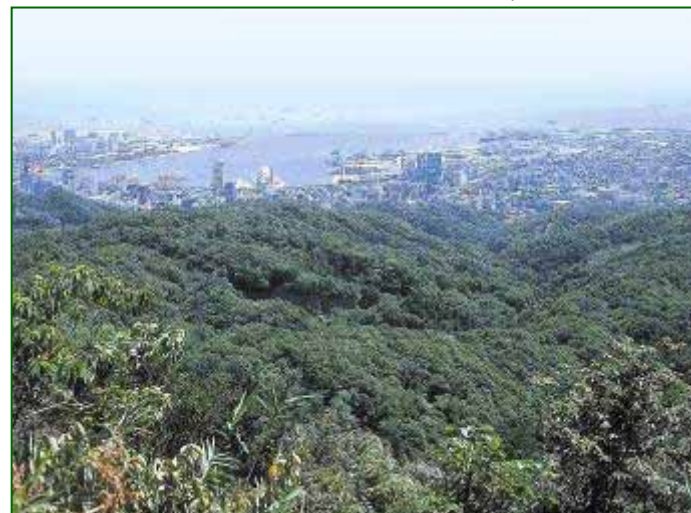
緑地保全地域制度（平成16年度創設）

目的

大都市地域等における環境インフラの保全・再生、生物多様性の確保に資する緑地の保全等の観点を踏まえ、里山などの都市近郊の比較的大規模な緑地や、都市圏の骨格を形成するような広域的な緑地の保全の推進

概要

- ・「許可制」よりも緩やかな行為規制である「届出・命令制」により、土地所有者等による土地利用と調和した緑地の保全を実施
- ・都道府県は、緑地保全地域に関する都市計画を定めるときは、行為の規制又は措置の基準等を内容とする緑地保全計画を定める
- ・行為規制に対し、通常生ずべき損失の補償は行うが土地の買入れ申出はできない
- ・特別緑地保全地区と同様に、管理協定制度が利用可能



比較的広域的な見地から保全が必要な大規模な緑地や、里山など土地利用と調和した保全が必要な緑地

指定要件

都市計画区域内の緑地で次のいずれかに該当する土地の区域を都道府県（政令市においては政令市）が指定

- イ 無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの
- ロ 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの

市民緑地制度

- 概要
- ・地方公共団体が土地所有者と契約し、雑木林・屋敷林などの民有緑地を保全・管理するとともに、周辺住民が利用する緑地として公開
 - ・案内板、ベンチなど、地方公共団体が利用や管理に必要な施設を整備
 - ・地方公共団体との契約の場合固定資産税が非課税、契約期間20年以上など一定の条件を満たすと、相続税が2割評価減
 - ・企業敷地内の緑地、人工地盤上の緑化施設などを市民緑地に指定することも可能。

契約締結状況 113地区、約53ha(H17末)



きたっぱら憩いの森(東京都練馬区)



第1号市民緑地(埼玉県鶴ヶ島市)

緑地管理機構制度

- 概要
- ・都道府県知事が公益法人やNPO法人を「緑地管理機構」として指定
 - ・行政に代わって緑地の保全・管理や緑化を推進
 - 市民緑地契約の締結、特別緑地保全地区の土地の買入れ等

指定・活動状況 ・ H17年度末現在、4団体(公益法人)

(財)世田谷トラストまちづくり	: H9.3.31
(財)東京都公園協会	: H10.3.31
(財)名古屋市みどりの協会	: H16.1.30
(財)神奈川県公園協会	: H18.3.31



(財)世田谷トラストまちづくりによる管理が行われている喜多見竹山市民緑地
(世田谷区)

管理協定制度（平成13年度創設）

- 概要
- 地方公共団体や緑地管理機構が、緑地保全地域、特別緑地保全地区内の土地の所有者と協定を締結して民有緑地を管理
 - 里山の利活用の減少、土地所有者の高齢化 等による 緑地の荒廃・減少に対応し、緑地管理の負担を軽減
 - 特別緑地保全地区については固定資産税が非課税、相続税が通常の特別緑地保全地区に比べ、さらに2割評価減



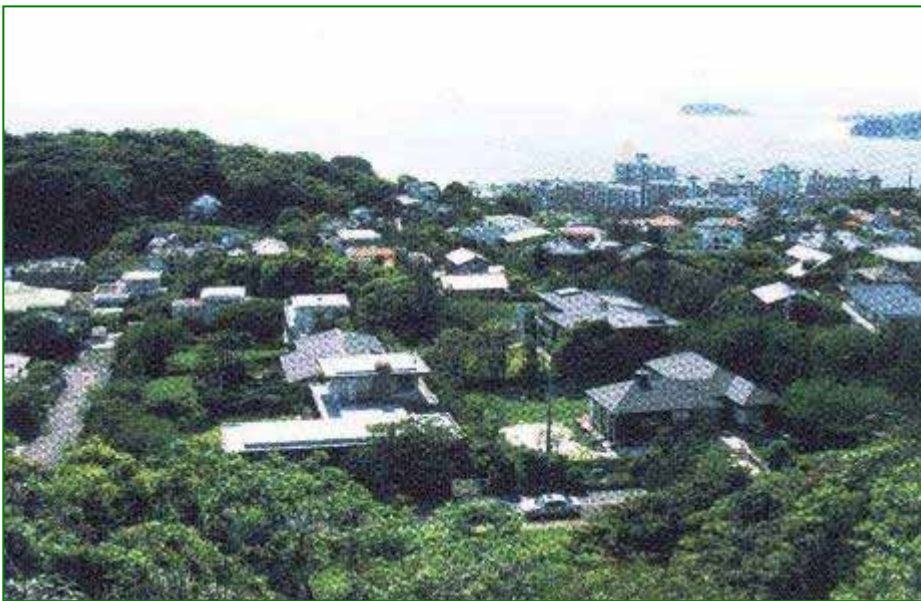
風致地区制度

目的 自然的要素と一体となって良好な環境の形成が望まれる地区において、自然的要素の保全・創出を図りつつ、建築物や工作物の開発内容について一定の規制を行うことにより、風致に富んだ良好な都市環境の形成を図る。

指定要件 : 都市計画区域内で、次のいずれか該当する土地について、定めることができる。

- ・ 樹林地若しくは樹木に富める土地(市街地を含む)であって、良好な自然的景観を形成しているもの。
- ・ 水辺地(水面を含む)、農地その他市民意識からする郷土意識の高い土地であって、良好な自然的景観を形成しているもの。

指定状況 地区数 745地区 決定面積 17万ha (平成17年度末)



披露山風致地区(神奈川県逗子市)



堅神飛ヶ谷風致地区(三重県鳥羽市)

生産緑地制度

目的 良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る。

指定 市町村は、市街化区域内の農地で、次に該当する区域について都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- ・良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの
- ・500㎡以上の面積であり、農林業の継続が可能な条件を備えているもの

指定状況 地区数 64,709地区 決定面積 1万5千ha (平成17年度末)



川越市



練馬区

緑化施設整備計画認定制度（平成13年度創設）

概要

建築物の敷地内の空地・屋上などの緑化に関する事業者の緑化施設整備計画を市町村長が認定し、認定された計画に従って事業者が緑化施設を整備する場合、緑化施設に関する固定資産税の特例措置が講じられる

税制措置

緑化施設に係る固定資産税の特例

- ・緑化義務のない場合 課税標準 $1/2$ (5年間)
地区計画等緑化率条例による制限を受けない緑化重点地区内の認定緑化施設(建築敷地面積 500 m^2 以上)
緑化地域等内の認定緑化施設(建築敷地面積 300 m^2 以上)
- ・緑化義務のある場合 課税標準 $1/3$ (5年間)(義務履行に必要な最低限度部分を除く)
緑化地域等内の認定緑化施設(建築敷地面積 300 m^2 以上)

実績 18カ所 (平成18年度4月)



なんばパークス(大阪市)

緑化地域制度（平成16年度創設）

概要 緑が不足している市街地などにおいて、都市計画における地域地区として市町村が「緑化地域」の都市計画決定を行うことにより、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けることができる

緑化地域を検討している名古屋市の事例



20% (300㎡以上)	50%以下
15% (300㎡以上)	50%を超え60%以下
10% (300㎡以上)	60%を超え80%以下

< 対象区域 >

- ・用途地域が指定されている区域内
- ・良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域

< 規制の対象 >

- ・敷地面積が政令で定める規模（1,000㎡、条例で300㎡）以上の建築物の新築・増築

< 規制の内容 >

- ・建築物の緑化率を、都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることを義務付け（建築確認の要件とする）

- ・緑豊かな市街地の実現
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・生物多様性の確保 等

地区計画緑化率制度（平成17年度末創設）

概要 地区計画において緑化地域と同様の緑化率規制を行う。

実績 : 3市区町村

緑化の推進のための施策 3

社会・環境貢献緑地評価システム (SEGES: シージェス) (平成17年度)

(財)都市緑化基金が、企業等による緑の保全・創出活動を通じた社会や環境への貢献度を適正な基準で評価・認定

- ・平成17年9月に、愛・地球博会場での第1回認定式で、三井住友海上、トヨタ、森ビル、ソニー、ノリタケなど14サイトが認定
- ・新規認定3サイト、維持認定8サイト(H18)
- ・新規認定4サイト、維持認定11サイト(H19)



環境教育の場として里山を保全・整備・活用
(トヨタ自動車株式会社「トヨタの森」フォレストヒルズ林)
(愛知県豊田市)



ソニーイーエムシーエス株式会社 幸田テック(愛知県額田郡幸田町)

工場建設前から存在している樹林の保全がはかれるとともに、30年以上にわたり緑化活動がすすめられた。特に「ソニーの森」は里山管理活動、小鳥、小動物、昆虫などの野生生物の観察、等も楽しみ、地元の人々に親しまれている。

都市のエコロジカルネットワーク計画

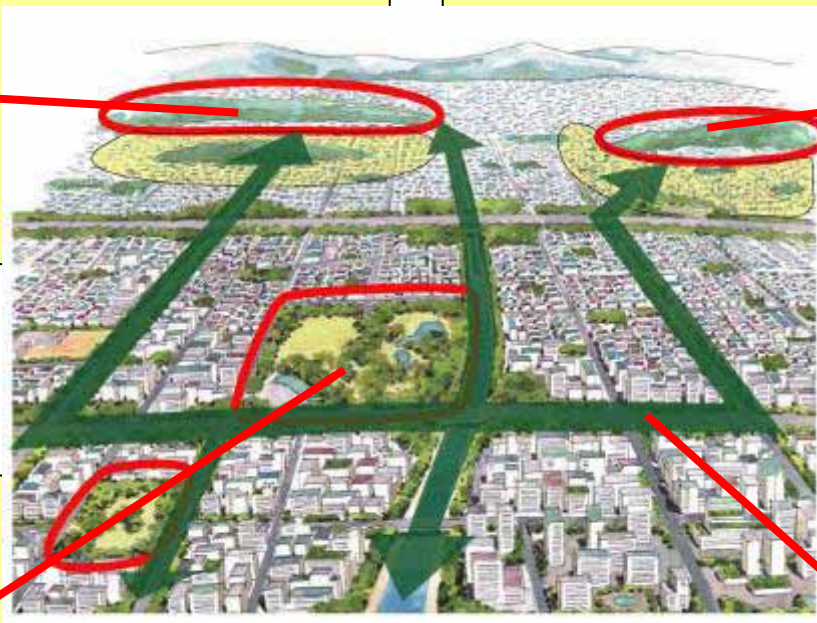
中核地区

他の地域への種の供給や周辺からの逃避を受け入れる、生きものの生息生育の核となる地区。(施策例: 緑地保全地域、特別緑地保全地区等による緑地の保全)



緩衝地区

中核地区、拠点地区、回廊地区が安定して存続するための緩衝帯となる地区。(施策例: 風致地区、生産緑地地区等による民有緑地の保全)



拠点地区

都市の中心部に生きものの生息生育環境を保全・再生し、分布域を拡大する地区(施策例: 大規模な公園緑地の整備)



回廊地区

中核・拠点地区を結ぶ生きものの移動空間となる地区。(施策例: 道路や河川・港湾緑地、緑道、飛び石状に配置した公園緑地等の連続空間の整備)

自然再生・自然環境保全の取組み事例

公園緑地による拠点地区の創出 ～ 国営昭和記念公園の取組 ～

国営昭和記念公園は、昭和天皇御在位50年記念事業の一環として、「緑の回復と人間性の向上」をテーマとし、米軍の飛行場跡地に計画されている。約149haの広大な敷地に基地撤去で発生したガレキなどを用いて高さ30mの丘を造成し、広場や樹林、池、湿地など多様な環境を創出した大規模な自然再生の先駆事業である。

< 生息生育環境の創出の取組 >

- ・武蔵野の雑木林の育成
- ・水辺の自然環境の創出
- ・多様な草地環境の創出
- ・エコアップのための生態管理方針の設定と実践

< 国営昭和記念公園における生物調査 >

鳥類	昭和55年調査 (公園整備前調査) 17科23種	→	平成15年調査 29科68種
昆虫	平成5年調査 108科354種	→	平成15年調査 181科776種
植物	平成15年調査 131科378属654種		



昭和56年(開園2年前)



平成11年

自然再生・自然環境保全の取組み事例

公園緑地による生きものの生息生育環境の創出 ～ 梅小路公園いのちの森(京都府京都市)～

梅小路公園は、緑の少ない都心部に大規模な緑の拠点を創出するため、国鉄清算事業団所有の梅小路駅貨物跡地約12haに、「都心の緑の創造」、「歴史の継承と未来への飛躍」をテーマに建設された公園である。いのちの森1.15haは梅小路公園の中央部に設けられその中心に面積約0.6haの復元型ビオトープがある。現在いのちの森では広葉樹林が発達してきており、里山などの二次林で見られるコクワガタやゴマダラチョウが確認されている。



梅小路公園 いのちの森

<いのちの森の管理とモニタリング>

継続的なモニタリングを実施し、生態系に配慮した環境管理の実践に役立てている。



樹冠回廊



ゴマダラチョウ

自然再生・自然環境保全の取組み事例

公園緑地による自然環境の保全 ～座間谷戸山公園(神奈川県座間市)～

当該地域では相模川の河岸段丘に位置する自然豊かな谷戸が残されてきたが、周辺の開発が進行するにしたがい、地元からの自然環境保全の要請が高まり、全国に先駆けた第1号のアーバンエコロジーパークとして平成5年に開園された。市街地において人と生きものが共生できる谷戸の環境をよく残している都市公園である。



湿地生態園



ゲンジボタル

地形及び植生を活かし、最小限の整備に加えて、クヌギ・コナラ観察林、スギ・ヒノキ観察林、シラカシ観察林、田んぼなどのゾーニングにより谷戸の多様な環境を保全している。



カワセミの幼鳥

自然再生・自然環境保全の取組み事例

公園緑地による特定の環境の保全 ～ 谷津干潟公園(千葉県習志野市)～

周辺の干潟が埋め立てられていくなか、埋め立てられずに残された谷津干潟は貴重な渡り鳥の中継地となった。そのため、昭和63年には、国指定鳥獣保護区に指定され、平成元年には谷津干潟公園として公的に保全されることが決定された。谷津干潟は、国際的な重要性が認められ、平成5年6月には渡り鳥の保護と湿地の保全を目的としたラムサール条約登録湿地となっている。



セイタカシギ



ダイシャクシギ



自然再生・自然環境保全の取組み事例

公園緑地の管理 ～ 舞岡公園(神奈川県横浜市)～

舞岡公園の区域内には豊かな緑と湧水があり、公園と隣接する農地等と一体となつて、横浜の原風景である谷戸の田園風景が楽しめる。谷戸の環境を生かし、5つの自然保護区とともに、田園体験区域を設け、市民が水田や畑の農作業体験や自然観察を楽しむことができる公園として整備されている。また、田園体験区域は市民団体が指定管理者として管理運営を行っており、市民により種々の取組が行われている。



舞岡公園に移築された古民家



水田耕作の体験



ホンドタヌキ

市民団体である「舞岡公園田園・小谷戸の里管理運営委員会」が指定管理者として田園体験区域の管理運営を行っている。

自然再生・自然環境保全の取組み事例

公園緑地の運営 ～小宮公園(東京都八王子市)～

小宮公園は、多摩川支流の浅川に近い加住丘陵にあるクヌギやコナラを主とした雑木林の公園である。東京都から管理委託を受ける(財)東京都公園協会が、他の都立公園に先駆けて1995年から「公園友の会」の育成を行っている。現在「小宮公園ドングリ会(公園友の会)」との協働により、観察会や体験学習などの様々な環境学習プログラムが提供されている。



小宮公園草原



冬の自然教室



春の自然教室

「小宮公園ドングリ会」が野草・野鳥・花・林のグループに分かれて観察記録の作成や維持管理作業を行っている。会員の数はいまや100名を超える。

自然再生・自然環境保全の取組み

里地里山保全リーディングプロジェクト

二次的な自然環境を有する国営公園をネットワーク化し、里地里山の自然環境を、多様な主体の参加により保全・管理し、将来に継承、里地里山の自然環境の重要性の普及啓発を図る拠点を全国展開。

地球温暖化や廃棄物・リサイクルなどの環境問題に対応するため、国営公園における社会実験等を実施し、社会全体が環境に配慮した行動に取り組むような社会的環境の形成を促進する環境配慮行動啓発機能等の充実についても積極的に展開。



ボランティアによる里山の管理
(国営飛鳥歴史公園)



NPOによる武蔵野の農村風景の再現
(国営昭和記念公園)



環境学習プログラム(田植え体験)
(国営木曽三川公園)

自然再生・自然環境保全の取組み

国土交通省(合同庁舎3号館)の屋上庭園

・既存建築物への屋上緑化技術の適用検討と、屋上緑化の効果の検証を行うため、平成12年12月に整備

平成13年3月～平成18年11月の約6年間で、10種類の鳥類と約180種類の昆虫類

屋上庭園が生物が都市の緑地等を移動する際の中継点の一つとして機能

建築物が密集した都心部においても、水平・垂直の緑のネットワークによって、生物の生息・生育空間を創ることができる



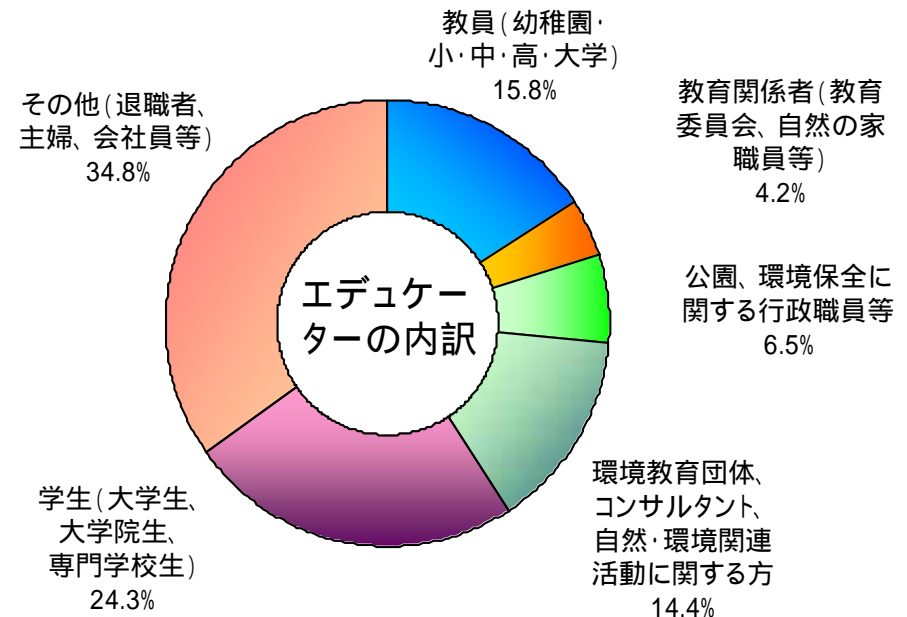
環境教育の展開

プロジェクト・ワイルドの実践

- ・プロジェクト・ワイルドは、「自然と環境のために行動する人」を育成するための環境教育プログラム。
- ・生き物などの多様性に富む公園緑地の空間を活用し、国営公園をはじめとする全国各地で実施。
- ・プロジェクト・ワイルドの指導者養成講座を開催し、約1万3千名の指導者(エドューケーター)が誕生(平成18年12月31日現在)



プロジェクト・ワイルドの開催の様子
(国営武蔵丘陵森林公園、(埼玉県))



みどりの月間

- ・「みどりの日」(5月4日)についての国民の関心と理解を一層促進し、「みどり」についての国民の造詣を深めるため、「みどりの月間」を平成19年より創設。
- ・「みどりの月間」は4月15日から5月14日まで。
- ・期間中の中心的行事として、「みどりの式典」を開催し、「みどりの学術賞」及び「緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰」の授与を実施(平成19年は4月27日開催)。
- ・「みどりの月間」期間中は、「みどりの式典」の他、地方公共団体等の協力を得て、「みどり」に関する各種行事等を全国的に実施。

みどりの普及啓発

都市緑化月間

国及び地方公共団体が、広く国民の理解と協力を得て、都市における緑の保全・創出や、都市公園、街路樹の整備等を推進し、住民参加による緑豊かな美しいまちづくりを展開

主催：国土交通省、都道府県、市町村

期間：10月1日から10月31日までの1ヶ月間

全国都市緑化フェア（昭和58年～）

- ・市街地の過半を占める民有地の緑化を推進し、住民参加によるみどり豊かなまちづくりを進めることを目的として開催。
- ・都市公園等を会場に、緑の相談所の開設、庭園・花壇等の展示、コンクール、緑化講習会等の各種の催事等を実施。
- ・期間中の中心的行事として、都市緑化祭を開催。
- ・会場は、その後都市公園として整備される事例がほとんど。「全国都市緑化おおさかフェア」



平成18年3月25日～5月28日

平成19年10月2日～11月4日 第24回全国都市緑化ふなばしフェア

全国「みどりの愛護」のつどい（平成2年～）

- ・みどりの保護育成を行っている全国の団体、地域の緑化・緑の保全団体など緑の関係者が集い、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな住みよい環境づくりを推進。
- ・公園緑地、道路、河川等におけるみどりの愛護団体に国土交通大臣から感謝状を授与。

平成19年度は、6月2日(土) 国営アルプスあづみの公園(長野県安曇野市)において実施

顕彰制度

緑の都市賞(昭和56年～):(財)都市緑化基金

- ・市民等の緑化活動
団体による施設や地
域の緑化、
- ・地方公共団体による
緑の都市づくりの優
秀例を表彰



第25回(平成17年度)緑の都市賞 内閣総理大臣賞(岐阜県各務原市)

屋上・壁面・特殊緑化技術コンクール (平成14年～)

:(財)都市緑化技術開発機構

屋上・壁面など従来では難しかった特殊空間を活用して
都市の緑化を進めるための優秀な技術を表彰

第4回屋上緑化大賞(国土交通大臣賞)
なんばパークス 商業第1期 パークスガーデン



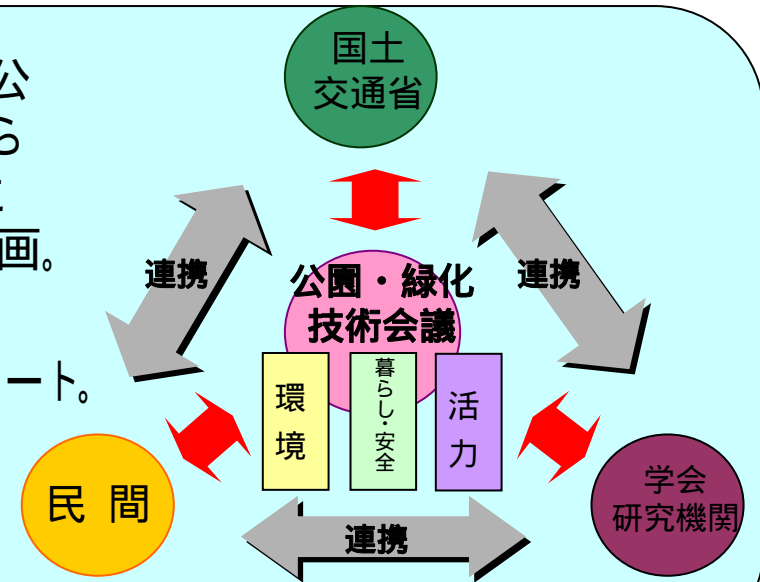
みどりの技術開発

公園・緑化技術五箇年計画

・真に豊かでゆとりある国民生活を実現するために、公園・緑化分野で取り組むべき技術研究開発項目を明らかにし、官・民・学が連携、協力して計画的、重点的に研究開発に取り組むため、国土交通省が策定する計画。

・平成6度に第1次公園・緑化技術五箇年計画がスタート。
現在、第3次五箇年計画期間中(平成16～20年度)

環境の分野において、
自然環境の保全・再生のための技術開発の実施



↓ 国営公園事務所や国土技術政策総合研究所等における調査の実施

公園区域内のオオムラサキの生育環境の保全・利活用に関する調査・研究（国営備北丘陵公園）

植物の育成や冠水による生物生息環境の復元に関する研究（淀川河川公園）

定外来種二次指定植物の駆除手法に関する調査（国土技術総合研究所）



オオムラサキ